

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 84

### ◆ 目次

#### 1. 主要トピック

##### アフリカ全域

- ・ ICHIP（国際的コンピュータハッキングおよび知的財産）に関する大使館付き顧問弁護士の Tanya Hill 女史の意見表明——スワコプムント（ナミビア）で開催された司法関係者の会議
- ・ テキストマイニングおよびデータマイニングに関して WIPO が初のプロジェクトを発足
- ・ アフリカによる域内貿易推進の進捗状況
- ・ 科学、技術、イノベーションがアフリカ発展のカギ
- ・ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）が OAPI の修士課程において 2023 年度の講義を開始
- ・ INTA が公式ニュースレター（INTA daily news）の第 2 号で「アフリカのイノベーション」の特集記事を掲載
- ・ アフリカ大陸に対し「戦略的思考」と「アフリカ産 AI の開発」を促す報告書
- ・ 「アフリカ知的財産会合」で日本国特許庁の安田審判部長がアフリカの女性起業家の活躍に対する期待を表明

##### ガンビア

- ・ ガンビアの特許出願における先願主義の見通しと課題

##### リビア

- ・ 商標局が「通常業務」を再開

##### モロッコ

- ・ 女性と知的財産：イノベーションと創造性の成長が加速

##### ナイジェリア

- ・ NOTAP がナイジェリアの発明者の知的財産権を強化

##### 南アフリカ

- ・ Diageo SA が勝訴し、広告代理店 Twotone の手中に合った自社の知的財産を回収
- ・ 民主同盟が「著作権・実演家保護法」の改正案を拒否。社会経済的影響に関する実証的調査が欠けている現状を指摘
- ・ 著作権法改正案に対する酷評：南アの新たな著作権法は著作権法の名に値しない

- ・ 知財関連および科学・技術・工学・数学関連の職業における性差の解消

## ウガンダ

- ・ 模倣品対策ネットワークが「模倣品取締キャンペーン」に着手。エルゴン地区に模倣品通報用のプラットフォームを開設

## 2. 他のトピック

### アフリカ全域

- ・ 米国のモバイル通信関連企業クアルコム社がアフリカで初めて手掛ける事業指導プログラム「Qualcomm Make in Africa」の対象事業者候補 10 社のうち、4 社はナイジェリアのスタートアップ企業
- ・ アフリカにおける産学協同を強化する 5 つの方法
- ・ アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）とアフリカの経済改革
- ・ アフリカの 3 つの知財関連団体との首脳会議
- ・ Health Award の受賞を目指すアフリカの若きイノベーターたち
- ・ アフリカ大陸にとっての知的財産の重要性と、ブランド権利者が常に知的財産を念頭に置くべき理由

### ARIPO

- ・ ARIPO と連携機関の協力によりスワコプムントで司法関係者会議が開催
- ・ ARIPO の知財関連活動

### OAPI および ARIPO

- ・ INTA で開催された OAPI-ARIPO 合同会議

### モロッコ

- ・ 欧州特許庁（EPO）の Antonio Campinos 長官がモロッコを公式訪問し、混合委員会を開催
- ・ 「市民社会に関する第 1 回国家フォーラム」を機に共同雇用に関する提携契約が署名される

### ニジェール

- ・ AfrIPI の研修訪問

### ナイジェリア

- ・ ナイジェリア著作権委員会（NCC）が著作権侵害品 3,377 点を押収

## 南アフリカ

- ・ 中小企業および零細企業（SMME）を支援するための画期的な知的財産セミナーが南アフリカで開催
- ・ レストラン事業における営業秘密とは

## ザンビア

- ・ 国際条約および国際協定

## ジンバブエ

- ・ 創作者たちは著作権戦争を生き抜く道を模索する

---

## ◆ ニュース

### 1. 主要トピック

#### アフリカ全域

- ・ ICHIP（国際的コンピュータハッキングおよび知的財産）に関する大使館付き顧問弁護士の Tanya Hill 女史の意見表明——スワコプムント（ナミビア）で開催された司法関係者の会議<sup>1</sup>

ナミビアのスワコプムントで開催された司法関係者の会議において、米国の弁護士 Tanya Hill 女史が、「アフリカ広域知的財産ベンチブック」(African Regional Intellectual Property Bench Book; IPBB) と呼ばれる新プロジェクトの発足を発表した。

アフリカ広域 IPBB は、多くの関係機関\*を巻き込んだプロジェクトである。「その目的は、知財紛争の解決に関して裁判所や裁判官の助けとなる『ベンチブック』（訴訟手続と裁判所運営に関するガイドラインを示した文書）を創り出すことである。アフリカ広域 IPBB は、さまざまな法域における知財法と手続に関する簡約版の実務マニュアルを集めた WIPO の「知財ベンチブック・シリーズ」の 1 巻として刊行される予定」と同女史は述べている。

\* 世界知的所有権機関 (WIPO) ; アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) ; 米国司法省 (USDOJ) 海外検察開発支援訓練局 (OPDAT) ; 国際コンピュータハッキングおよび知的財産 (ICHIP) アフリカプログラム ; ARIPO 加盟国およびオブザーバー国の司法当局

- ・ テキストマイニングおよびデータマイニングに関して WIPO が初のプロジェクトに着手<sup>2</sup>

<sup>1</sup> <https://ng.usembassy.gov/remarks-by-embassy-ichip-attorney-advisor-tanya-hill-judicial-colloquium-swakopmund-namibia/> (2023.5.3.)

<sup>2</sup> <https://infojustice.org/archives/45260> (2023.5.6.)

WIPO の「開発と知的財産に関する委員会」(Committee on Development and Intellectual Property ; CDIP) <sup>3</sup>は、アフリカの様々な機関の研究やイノベーションの支援に役立てるため、テキストマイニングおよびデータマイニング (TDM) に関する試行プロジェクトを承認した。このプロジェクトによってテキストマイニングやデータマイニングに関する意識が高まり、アフリカの諸機関がそれらを活用する能力が向上することが期待される。特に同プロジェクトの恩恵を受ける関係者としては、研究機関、大学、TDM を業とする企業等が挙げられる。

#### ・ アフリカによる域内貿易推進の進捗状況<sup>4</sup>

ケニアに拠点を置く組織であるアフリカ標準化機構 (African Organization for Standardization: ARSO) <sup>5</sup>と、ジュネーブを本拠地とする国際貿易センター (International Trade Center: ITC) は、「メイド・イン・アフリカ」のブランドを確立しようとする大陸規模の取組の促進を目指す協定に署名した。この協定により、アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) に基づく貿易が推進されることになるだろう。

今回の協定は、アフリカ企業の競争力を高めるために標準化の作業を迅速化し、広域的なバリューチェーンを強化し、「メイド・イン・アフリカ」の商品やサービスのための舞台を整えることを視野に入れて構想された。

その根底にあるのは、アフリカ大陸全体にまたがる品質関連団体のプラットフォームを構築することで、異なる規格の調和化を支援し、AfCFTA 内部の通商障壁を緩和していこうという考え方である。

協定締結を報じた記事は、サステナビリティという基準の採用に向かう世界的なトレンドが高まっていると指摘している。

#### ・ 科学、技術、イノベーションがアフリカ発展のカギ<sup>6</sup>

KGL グループの最高執行責任者を務める Michael Owusu 氏は、ある記事の中で、科学・技術・イノベーション (それぞれの頭文字をとって「STI」と総称される) が農業生産性を引き上げ、起業家精神を振興させ、保健部門にかかる負荷を軽減し、競争力を強化する可能性があるとして述べている。

<sup>3</sup> <https://www.wipo.int/policy/en/cdip/>

<sup>4</sup> <https://www.breakinglatest.news/business/africa-progress-in-promoting-intra-african-trade/> (2023.5.8.)

<sup>5</sup> <https://www.arso-oran.org/#:~:text=ARSO%20was%20formed%20in%201977,enhance%20the%20industrialization%20of%20Africa.>

<sup>6</sup> <https://www.modernghana.com/news/1229579/science-technology-and-innovation-are-keys-to.html> (2023.5.9.)

しかし、そこには課題も残されている。一つには STI の専門家が不足しているという問題がある。また、アフリカのインフラ整備が不十分だという問題もある。第三の問題は知的財産である——強力な知的財産制度が存在しなければならない。これらの課題のすべてに対処していく必要がある。

#### ・ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が OAPI の修士課程において 2023 年度の講義を開始<sup>7</sup>

AfrIPI のサイトに投稿された記事によれば、2023 年 5 月 10 日から 11 日にかけて、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の専門家が OAPI 全域から参加した 30 名の学生を対象として講義を行ったという。この講義は、OAPI の修士課程の一部をなすものである。これらの講義で取り上げられた主題には以下のようなものが含まれていた。

- マドリッド制度とハーグ協定に関する講義
- 商標分類と商標閲覧ツールに関する講義
- 異議申立手続における混同可能性の評価

#### ・ INTA が公式ニュースレター (INTA daily news) の第 2 号で「アフリカのイノベーション」の特集記事を掲載<sup>8</sup>

INTA 年次総会の開催期間中に LinkedIn に投稿された記事の中で、以下のような指摘がなされている。

- アフリカにおけるイノベーションは、特に農業技術、フィンテック、遠隔医療といった興味深い分野で、上昇傾向にある。
- アフリカが抱えている輸送機関の不足、広範囲に散在する人口、保健衛生設備の貧弱さ等の問題を克服するため、起業家たちは創造性を発揮する必要がある。そのような創造性を示す格好の例がモバイルバンキングである。
- 特に若年層の間に研究やイノベーションを浸透させることの重要性が認識されつつある。イノベーションの拠点や研究センターは重要な役割を果たす。
- イノベーションに向かうアフリカの動きは、アフリカ自由貿易圏 (AfCFTA) によって (また、アフリカ自由貿易協定に基づく知財関連の議定書によって) 促進されることになるだろう。
- アフリカでは製造部門が比較的弱体であるため、アフリカの企業は、特許ではなく意匠、著作権、商標、地理的表示といった「ソフトな」知的財産権に頼ることが多い。
- 広域登録機関である ARIPO と OAPI は重要な役割を果たしている。
- 知的財産に対する理解を向上させるため、ARIPO は、知的財産に関する修士課程に関連してガーナ、タンザニア、ザンビアの大学と密接に協力して活動を展開している。

<sup>7</sup> <https://afripi.org/news/euipo-begins-2023-edition-lectures-oapi-masters-training-programme> (2023.5.12)

<sup>8</sup> <https://inta.foleon.com/inta-daily-news/day-2/feature-innovation-in-africa> (2023.5.17)

## ・アフリカ大陸に対し「戦略的思考」と「アフリカ産 AI の開発」を促す報告書<sup>9</sup>

2023年版の「アフリカにおける AI の現状に関する報告書」(State of AI in Africa report 2023)によれば、AI やイノベーションがアフリカ大陸にとって何を意味するかを戦略的に考察し、能力構築を促進し、適切なインフラとデータ収集手段を提供する必要があるという。この報告書は、ケニアのストラスモア大学構内に設立された「知的財産・情報テクノロジー法センター」(Centre for Intellectual Property and Information Technology Law)によって作成されたものである。報告書には、特に以下のような所見が記されていた。

- アフリカは、独自の方法でアフリカ大陸に AI を導入しつつある。
- アフリカにおいては、特に農業、保健衛生、金融サービス、教育といった部門で AI の開発が行われている。
- アフリカには 2,400 を超える AI 団体があり、保健、健康、フィットネス、農業、法律・司法サービス、能力開発、保険など、さまざまな産業部門で活動している。

政府は責任ある AI エコシステムの発展を支援する必要がある、と同報告書は述べており、国家政策と規制枠組みは新興技術が人類に恩恵をもたらすことを保証する必要があると示唆している。

## ・「アフリカ知的財産会合」で日本国特許庁の安田審判部長がアフリカの女性起業家の活躍に対する期待を表明<sup>10</sup>

日本国特許庁 (JPO) が世界知的所有権機関 (WIPO) に提供している任意拠出金 (Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global) を利用してルワンダの首都キガリで開催された知財に関する広域的な会合「農業関連産業に従事する女性のための地域知的財産会合 (Regional Conference on Intellectual Property for Women in Agribusiness)」に JPO の安田審判部長が出席した。

この会合には、アフリカの女性起業家 109 人と、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)、アフリカ知的財産機関 (OAPI)、WIPO、ルワンダ政府、JPO の各機関の代表が参加した。

安田氏は、アフリカが持続可能な経済成長を実現するためには女性の潜在能力の認知と活用が不可欠であると述べた。また、JPO は引き続き知財の分野でアフリカの国や組織と積極的に協力していくことを表明した。

<sup>9</sup> <https://itweb.africa/content/VgZeyvJlbEBMdjX9> (2023.5.24.)

<sup>10</sup> <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202305/2023052401.html> (2023.5.24.)

## ガンビア

### ・ガンビアの特許出願における先願主義の見通しと課題<sup>11</sup>

2023年5月12日付でARIPOのウェブサイトに掲載された記事に、最近ガンビアで示された商標訴訟の判決（同国では商標に関する判決は稀である）に言及した箇所があった。その記事の内容は以下のようなものである。

- ガンビアは商標に関して先願主義を採用している。
- ただし、周知商標については先願主義の例外規定が認められ、周知商標は登録がなくても保護されることになる。
- ガンビア高等裁判所で最近争われた商標訴訟があった。原告の *Avon Products Inc* が *Kaba Dialo*（「United Business Trading」の名称で営業中）および登録局長官を相手取って提起した訴訟である（*Avon Products Inc v Kaba Dialo and Registrar General HC 381/22/MF/116/F1*（未公開））。
- この訴訟において原告の米国企業は、被告の国内企業には商標「Far Away」を登録する権利がない旨の宣言的判決を求めている。自社製品の香水「Far Away」は世界最大の売上を誇る香水の一つであり、その商標と包装は周知となっている、と原告は主張した。
- 裁判所は原告の主張を支持し、被告のガンビア企業には当該商標を登録する権利がないと判示した。登録の抹消を裁判所は命じた。
- この判決は、他社の周知商標を登録できると考えている企業に対して明白なメッセージを発するものとなるだろう。そのような行為はパッシング・オフ（詐称通用）および不正競争行為に相当するのである。

## リビア

### ・商標局が「通常業務」を再開<sup>12</sup>

2022年11月1日以降、リビア商標局は当局が提供するサービスをリビア国内の個人や企業による出願に限定していた。こうした措置をとった根拠は十分に明らかにされていないが、この業務制限期間に何らかの内部改革が導入されていたのだろうと我々は解釈している。

## モロッコ

### ・女性と知的財産：イノベーションと創造性の成長が加速<sup>13</sup>

<sup>11</sup> <https://www.aripo.org/public/success-stories/prospects-and-challenges-of-first-to-file-trademark-application-in-the-gambia-8190> (2023.5.12.)

<sup>12</sup> <https://spoor.com/libya-trademark-office-resumes-normal-operations/> (2023.6.5.)

<sup>13</sup> <http://www.ompic.ma/fr/actualites/celebration-de-la-journee-mondiale-de-la-proprieete-intellectuelle-2023> (2023.4.28.)

他の多くの知財監督官庁と同様、モロッコの登録機関であるモロッコ工業所有権庁（OMPIC）も2023年4月26日に「世界知的所有権の日」を祝った。今年の祝典は知的財産に関する女性の役割を特に強調するものであった。

モロッコの祝典で提供された興味深い企画は、企業の発展に不可欠なツールとしてのブランドや意匠の役割を主題としたウェビナーであった。イノベーターや起業家は時としてそうした側面を見落としがちである。このウェビナーにおいて OMPIC は、当局が開発したサービス（「知財マーケットプレイス発明特許開発サービス」等）を強調している。

## ナイジェリア

### ・NOTAP がナイジェリアの発明者の知的財産権を強化<sup>14</sup>

ナイジェリアには、技術獲得・促進国家委員局（National Office for Technology Acquisition and Promotion ; Notap）と呼ばれる機関が存在する<sup>15</sup>。Notap は最近、「ナイジェリアの STI の成長を目的とする研究開発成果の保護と商業化（*Protecting and Commercializing R&D results for Nigeria's STI Growth*）」と銘打ったワークショップを主催した。ちなみに「STI」とは、科学（Science）、技術（Technology）、イノベーション（Innovation）の頭文字を組み合わせた略語である。今回のワークショップに関する報告書では、以下のような点が指摘されている。

- 気がかりなことであるが、「ナイジェリア経済に力を与えている技術の90%以上が他国から輸入された技術である」。
- ナイジェリアでは、知的財産権に関して「限定された文化」しか存在しない。したがって、国内の研究者や発明者に対して、「知的財産権がもたらす計り知れない恩恵を活用するように」説得する必要がある。
- ナイジェリアにおける研究開発活動（R&D）は、資金が乏しいために活気に欠けている。そのような状況であってもナイジェリアにはイノベーションが存在しており、さまざまな発明が出現してきている。
- Notap は現在、外国産の技術のナイジェリアへの流入を規制しようと試みる一方で、国産技術の振興と普及を図っている。
- Notap は、ナイジェリアの発明者たちを説いて各自の知的財産を保護させようとしている。そのためには、知的財産が保護されていれば当該知的財産の背後にある技術が民間セクターによって商業化されるチャンスが大きくなる、というメッセージを全国に行き渡らせる必要がある。

<sup>14</sup> <https://leadership.ng/notap-strengthens-intellectual-property-rights-of-nigerian-inventors/> (2023.5.23.)

<sup>15</sup> [https://notap.gov.ng/new\\_dev/](https://notap.gov.ng/new_dev/)

## 南アフリカ

### ・ Diageo SA が勝訴し、広告代理店 Twotone の手中にあった自社の知的財産を回収<sup>16</sup>

アルコール飲料の世界的な大手である Diageo 社は、南アフリカの広告代理店 Twotone との間で、クリエイティブ・サービスに関する契約を締結していた。両者の間で紛争が勃発し、Diageo は契約を解消したが、その際に Twotone が支払うべきと主張した金額の支払を拒否した。これに対し Twotone は Diageo の特定の知的財産の引き渡しを拒否し、自社が債権者-債務者間の担保権を有すると主張した。別の言い方をすれば、債務の弁済がなされるまで前記の知的財産を留保する法的権利が自社にあると主張したのである。

Diageo は訴訟を提起し、自らは契約に基づく知的財産権を有するとともに憲法第 25 条に基づき当該財産に対する憲法上の権利を有すると主張した。裁判官は原告の主張に同意し、Twotone が当該財産の管理権を留保した場合、Diageo は「継続的な損害」(ongoing harm) を被る可能性があるとして述べた上で、Twotone に対し当該財産の引渡を命じた。

かくして Diageo SA は勝訴し、広告代理店 Twotone の手中にあった自社の知的財産の占有を回復することとなった。(記事出典：Food Business Africa Magazine)

### ・ 民主同盟が「著作権・実演家保護法」の改正案を拒否。社会経済的影響に関する実証的調査が欠けている現状を指摘<sup>17</sup>

南アフリカの著作権法を大幅に改正する法案が議会で提出されてからある程度の時間が経過した今、最大野党である民主同盟 (Democratic Alliance) は、同法案に反対する姿勢を明らかにしている。法案の文章が稚拙であり、あいまいで、遡及的かつ恣意的な財産の剥奪につながる危険があり、しかも国際条約に違反している (この問題は国際貿易に悪影響を及ぼす恐れがある)、と民主同盟は主張する。大いに懸念の的になっている規定の一つは、新たに導入された「フェアユース」に基づく著作権の例外規定によって生じる経済的影響に関係している。

### ・ 著作権法改正案に対する酷評：南アの新たな著作権法は著作権法の名に値しない<sup>18</sup>

南アフリカ著作権法の改正案に対して、公衆から大きな反響が寄せられた。最近の新聞記事の中で、筆者の Tim Cohen 氏は、改正案をめぐる問題の一部について、学術的というよりは実際的な概説を提供している。同氏が指摘したのは以下のような点である。

<sup>16</sup> <https://www.foodbusinessafrica.com/diageo-sa-wins-case-to-repossess-its-intellectual-property-held-by-advertising-agency-twotone/> (2023.5.4.)

<sup>17</sup> <https://www.polity.org.za/article/da-rejects-copyright-and-performers-protection-amendment-bills-amid-lack-of-empirical-research-into-socioeconomic-impact-2023-05-11> (2023.5.11.)

<sup>18</sup> <https://www.dailymaverick.co.za/article/2023-05-15-after-the-bell-sas-new-copyright-law-is-neither-copied-nor-right/> (2023.5.15.)

- ロイヤルティに対する権利：改正法案は、自国のアーティストや俳優がロイヤルティに対する権利を放棄することを禁じている。これは南アフリカの俳優界には馴染まない規定である。南アフリカの俳優は、出演料の現金での前払いと引き換えにロイヤルティを放棄するのが普通だからである。金銭的に成功する映画が10%に過ぎないことを考えれば、ロイヤルティよりギャラの前払いを優先するという俳優たちの選択は理解できる。著者の主張によれば、国内のアーティストが将来発生するロイヤルティを放棄するのを禁じれば、映画会社が南アフリカでの映画制作を打ち切るという結果がもたらされるだけだという。
- ロイヤルティ率：改正法案は、どの程度のロイヤルティ率が認められるかを明示していない。後日にロイヤルティ率を決定する権利を商工大臣に与えているだけである。その決定がどのようにして行われるかは誰にも分からない。
- 著作権の保護期間：改正法案は南アフリカにおける保護期間を25年に短縮している。しかし、多くの国々では保護期間は70～75年とされている。

改正著作権法は南アフリカを「世界の異端児にしてしまうだろうし、南アフリカで（または南アフリカとともに）活動したいと望む者はいなくなってしまうだろう」とCohen氏は主張している。

#### ・知財関連および科学・技術・工学・数学関連の職業における性差の解消<sup>19</sup>

Spoor & Fisher のパートナーを務める南アフリカの女性特許弁護士 Chyreene Truluck は、自らが執筆した記事の中で、南アフリカでは知財の分野でも他の多くの分野と同様に両性の平等が問題となっているという実情を取り上げた。Truluck は以下のような指摘を行っている。

- 南アフリカで特許弁護士として実務に従事するには、技術的または学術的な資格が必要であるが、その取得には最低3年の期間を要する。
- 南アフリカでは、科学（science）、技術（technology）、工学（engineering）および数学（mathematics）（それぞれの頭文字をとってSTEMと呼ばれる）を専攻した大卒者の中で女性が占める割合はわずか13%である（世界の水準は30%）。
- 南アフリカで実務に携わっている特許弁護士の中で、女性が占める割合は22%に過ぎない。
- 2019年から2021年までの期間に南アフリカ国民が行った国際特許出願において、発明者として名指されている人物が女性である割合は全体の11.4%にとどまっている。
- 南アフリカの政府および民間セクターは、さまざまな手段によって以上のような問題に対処しようとしている（特に女性を対象とした賞の導入など）。

<sup>19</sup> <https://www.africanlawbusiness.com/news/18859-closing-the-gender-gap-in-the-ip-and-stem-professions> (2023.5.15.)

## ウガンダ

・模倣品対策ネットワークが「模倣品取締キャンペーン」に着手。エルゴン地区に模倣品通報用のプラットフォームを開設<sup>20</sup>

ウガンダでは、「模倣品対策ネットワーク・アフリカ」(Anti-Counterfeit Network Africa: ACN<sup>21</sup>)と呼ばれる組織が「模倣品対策キャンペーン」と称する構想に着手するとともに、模倣品通報用のプラットフォームを開設し、「The Fakes Desk」と名付けた。このプラットフォームを通じて模倣品に関わる事件を通報することが可能となる。ACN は、検察長官室 (Office of the Director of Public Prosecutions: ODPP) および各種の法執行機関 (犯罪捜査局; CID)、国際刑事警察機構 (インターポール)、国家医薬品局などと連携して活動を行っている。

今回のキャンペーンを報じた記事は、困難な問題がいくつか存在することを認めている。すなわち以下のような問題である。

- 侵害行為の完全な根絶は見込めない。
- ウガンダの多くの人々にとって、経済的な面で模倣品は必要悪であり、したがって容認可能と見なされている。
- ウガンダでは、模倣品に関する圧倒的な無知が蔓延している。

## 2. 他のトピック

### アフリカ全域

- ・米国のモバイル通信関連企業クアルコム社がアフリカで初めて手掛ける事業指導プログラム「Qualcomm Make in Africa」の対象事業者候補 10 社のうち、4 社はナイジェリアのスタートアップ企業 (2023.5.9.)  
<https://howng.com/4-nigerian-startups-among-10-shortlisted-for-the-inaugural-qualcomm-make-in-africa-mentorship-program/>
- ・アフリカにおける産学協同を強化する 5 つの方法 (2023.5.24)  
<https://europeansting.com/2023/05/24/5-ways-to-strengthen-university-industry-collaboration-in-africa/>
- ・アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) とアフリカの経済改革 (2023.5.23)  
<https://thebftonline.com/2023/05/23/afcfta-and-africas-economic-transformation/>
- ・アフリカの 3 つの知財関連団体との首脳会議 (2023.5.24)  
<https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202305/2023052402.html>

<sup>20</sup> <https://ugnews24.info/bobiwine-news/anti-counterfeit-network-launches-fight-against-fakes-campaign-opens-fakes-desk-in-elgon-region/> (2023.5.9.)

<sup>21</sup> <https://acnafrica.org/>

- ・ Health Award の受賞を目指すアフリカの若きイノベーターたち (2023.5.22)

<https://www.africa.com/events-calendar/africa-young-innovators-for-health-award/>

- ・ アフリカ大陸にとっての知的財産の重要性と、ブランド権利者が常に知的財産を念頭に置くべき理由 (2023.5.9)

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=5bcab6c0-212b-46ef-9f91-fa7128a35a0e>

## ARIPO

- ・ ARIPO と連携機関の協力によりスワコプムントで司法関係者会議が開催 (2023.5.15)

<https://www.aripo.org/aripo-partners-host-inaugural-judges-colloquium-in-swakopmund/>

- ・ ARIPO の知財関連活動 (2023.5.25)

[https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization\\_intellectualproperty-ip-aripo-activity-7067039598559805440-bDBx/?utm\\_source=share&utm\\_medium=member\\_ios](https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_intellectualproperty-ip-aripo-activity-7067039598559805440-bDBx/?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

## OAPI および ARIPO

- ・ INTA で開催された OAPI-ARIPO 合同会議 (2023.5.17)

[https://www.linkedin.com/posts/oapi-linked\\_in\\_the-african-intellectual-property-organization-activity-7062805329935290368-Rsn5?utm\\_source=share&utm\\_medium=member\\_ios](https://www.linkedin.com/posts/oapi-linked_in_the-african-intellectual-property-organization-activity-7062805329935290368-Rsn5?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

## モロッコ

- ・ 欧州特許庁 (EPO) の Antonio Campinos 長官がモロッコを公式訪問し、混合委員会を開催 (2023.5.8)

<http://www.ompic.ma/fr/actualites/visite-officielle-de-monsieur-antonio-campinos-president-de-loffice-europeen-des-brevets>

- ・ 「市民社会に関する第 1 回国家フォーラム」を機に共同雇用に関する提携契約が署名される (2023.5.8)

<http://www.ompic.ma/fr/actualites/signature-dune-convention-de-partenariat-loccasion-du-premier-forum-national-de-la>

## ニジェール

- ・ AfrIPI の研修訪問 (2023.5.15)

[https://www.linkedin.com/posts/africaipr\\_afripi-study-visit-support-the-registration-activity-7063887684494049280-bJUy/?utm\\_source=share&utm\\_medium=member\\_ios](https://www.linkedin.com/posts/africaipr_afripi-study-visit-support-the-registration-activity-7063887684494049280-bJUy/?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

## ナイジェリア

- ・ ナイジェリア著作権委員会 (NCC) が著作権侵害品 3,377 点を押収 (2023.5.17)

<https://thenationonlineng.net/ncc-confiscates-3377-copies-of-pirated-materials/>

## 南アフリカ

- ・ 中小企業および零細企業 (SMME) を支援するための画期的な知的財産セミナーが南アフリカで開催 (2023.5.16)

<https://www.cipc.co.za/?p=19378>

・ レストラン事業における営業秘密とは (2023.5.15)

[https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7063734207037997056/?utm\\_source=share&utm\\_medium=member\\_ios](https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7063734207037997056/?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

### **ザンビア**

・ 国際条約および国際協定 (2023.5.9)

<https://www.mondaq.com/international-trade-investment/1313714/international-treaties-and-conventions>

### **ジンバブエ**

・ 創作者たちは著作権戦争を生き抜く道を模索する (2023.5.9)

<https://www.herald.co.zw/creatives-plot-surviving-copyright-wars/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 84

[著者]

Spoor & Fisher

**spoor • fisher**

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。